2026年度女性部独自要求書

（「女性活躍」について）

1. 妊娠出産・育児・介護の諸制度や、高齢者部分休業等が気兼ねなく取得できるよう、必要な県職員・教職員数を確保すること。

2. 長時間労働は「女性活躍推進」とは相容れないものであり、残業が前提となるような「働き方」をさせないよう人員体制を整え、女性も男性も活躍できる職場とすること。

3. 当局が推進している「女性活躍」は、管理職になることや特定部署の業務のみに光が当たるものとなっている。全ての女性職員がそれぞれの条件のなかで頑張ることこそが「女性活躍」であると位置づけ、誰もが輝いて働き続けられるよう、支援制度を拡充すること。

（職員の母性保護、健康維持・促進について）

4. 労働基準法に定める妊娠中の職員に対する業務の軽減を保障する等、母性保護を徹底すること。

5. 生理休暇について、名称を「健康管理休暇」に変更する等、取得しやすい職場環境を整えること。

6. 教職員の産休補充の先読み加配（先行加配）について、更なる対象と期間の拡大を図ること。また、男性の育休も対象とすること。

7. 小中高の体育実技指導担当者及び特別支援学級担任の指導軽減措置を妊娠判明時から全期間配置とすること。特別支援学校及び通級指導担当者については、妊娠判明時からの全期間配置にするとともに、1日6時間にすること。また、養護教諭の業務軽減及び寄宿舎職員の宿直代替も全期間配置とすること。

8.福祉施設等の交代勤務職場における妊婦については、妊娠判明時から勤務軽減措置を行い、夜勤は本人申請がなくとも免除することとし、50才以上の職員の夜勤も免除すること。

9.更年期の健康管理のための特別休暇を設けること。

（両立支援、ワーク・ライフ・バランス、休暇制度の改善について）

10.介護休暇・育児休業・部分休業を取得している職員への時間外労働規制を徹底すること。

11.育児部分休業、育児短時間勤務、深夜勤務の制限の対象年齢を小学校卒業年齢まで拡大すること。

12.介護休暇・育児休業・部分休業の所得保障および保障対象者等の要件を拡大・緩和し、制度の改善・充実を図ること。

13.福祉施設等の交代勤務職場において、育児時間休暇や育児部分休業、勤務制限（深夜・時間外）などの制度は、必要とする職員が全て認められること。これら休暇・休業を取得することが職場に負担を掛けることがないよう、人員体制を確保すること。

14. 水防等夜間の待機等へ入ることについては、育児や介護を行う職員の条件や意志を尊重し一律的な取り扱いはしないなど十分に配慮すること。

15. 育児介護のための早出遅出勤務の対象を学校司書にも拡大すること。

16.育児短時間勤務の対象年齢を小学校卒業年齢まで拡大すること。

17.教職員の育児短時間勤務の代替職員の配置は、短時間勤務者が勤務しない全ての勤務時間をカバーするものとすること。

18.看護休暇（子の疾病予防）の対象となる子の範囲を、中学校卒業（障害を有する者は18歳）まで拡大し、取得日数を子の人数にかかわらず一人につき７日にすること。

19.子育て支援時間について、対象年齢を中学校卒業年齢まで拡大すること。

20.学校等行事休暇の対象や日数を拡大すること。特に保育園の保護者会、学校のＰＴＡ行事・進路説明会・入学者説明会を対象とすること。

21.台風などの災害による休校に対応できる休暇制度を整備すること。

22.代替職員の配置を含む、介護のための短時間勤務制度を新設すること。

23.育休取得者が安心して職場復帰でき、家庭と仕事の両立を図ることを支援するために、年度初めの復帰者にワークライフバランス加配を図ること。また、年度途中復帰者には、育休代替職員を引き続き年度末まで並行して任用すること。

（ハラスメントの根絶について）

24.職場に存在するハラスメントを解消・根絶すること。

①セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等防止については、ハラスメント防止に関する指針に基づき、被害者の保護を最優先に、第三者機関による対応とすること。

②被害者が容易にハラスメントに関する相談にアクセスできるよう努めること。

2026年10月21日

滋賀県知事　　三日月　大造　様

滋賀県教育長　　村 井　泰 彦　様

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議　　議長　　角　　哲郎

滋賀県職員組合　　執行委員長　　児玉　崇
女性部副部長　　吉田　澄子

全滋賀教職員組合　　執行委員長　　角　　哲郎
女性部長　　片瀬　典子